

令和元年東日本台風での災害派遣をめぐる自治体と自衛隊との連携に関する研究：派遣先自治体への質問紙調査を中心に

Study about Cooperation between Local Government and Self-Defense Forces for Disaster Relief Duty in the Case of the the aftermath of the East Japan typhoon of 2019 (Typhoon “Hagibis”)

中林 啓修¹

Hironobu NAKABAYASHI¹

¹ 国士舘大学 防災・救急救助総合研究所

Research Institute of Disaster management and Emergency medical system, Kokushikan University

Based on the results of a questionnaire survey of local governments, this paper discusses the cooperation between local governments and the Self-Defense Forces regarding the disaster relief duty of the Self-Defense Forces (SDF-DR) in the aftermath of the East Japan typhoon of 2019 (Typhoon “Hagibis”). From the discussion of the survey results, The major issue in The SDF-DR in the typhoon was the coordination between prefectures and municipalities, and the municipalities were particularly aware of this issue, but there were cases such as Fukushima Prefecture where the coordination went relatively smoothly.

Keywords: Japan Self-defense Force, disaster relief, East Japan typhoon of 2019 (Typhoon “Hagibis”),

1. はじめに

2019年10月12日から13日にかけて、静岡県から岩手県にかけての東日本を縦断した台風第19号（のちに令和元年東日本台風と命名。以下、本稿では引用文献および後述の質問紙調査に関わる部分を除いて「東日本台風」と記載）では、宮城県、福島県、栃木県、千葉県、埼玉県、長野県を中心に、全国で死者104名、家屋の全半壊33,000棟以上、床上浸水8,100棟以上（2021年4月10日時点）という甚大な被害が生じた（表1参照）。

表1 東日本台風での主な被害（2020年4月10日時点）

	人的被害（人）		家屋被害（棟）		
	死者	行方不明者	全壊	半壊	床上浸水
宮城県	19	2	302	2,997	1,614
福島県	37	0	1,489	12,560	1,161
栃木県	4	0	83	5,232	2
埼玉県	4	0	134	541	2,370
千葉県	12	0	67	1,980	473
長野県	5	0	920	2,505	5
全国	104	3	3,308	30,024	8,129

内閣府¹⁾

この台風により、自衛隊は12都県から災害派遣要請を受け、最終的に11月30日に長野市から撤収するまで、人命救助のみならず、各種生活支援や応急対応に従事した（具体的な活動実績については後述）。この間、活動範囲は12都県の68市町村におよび⁽¹⁾、人員約84,000名、艦艇約100隻、航空機約1,610機が投入された（いずれも

のべ数）⁽²⁾。

自衛隊の災害派遣が社会的に注目を集めた1995年の阪神・淡路大震災当時、自治体と自衛隊との接点が乏しく、発災時の連携はおろか、平素の訓練すらほとんど行えていなかった状況があったことが指摘された（陸上自衛隊中部方面総監部²⁾）。その後の制度の改善や、2011年の東日本大震災といった大規模な災害派遣の実施事例などを経て自治体と自衛隊との平素の交流や災害に関する連携は着実に強化されてきた。他方、被災が重かった自治体を中心に、被害規模が大きい故に、自力で被災者・被災地域の状況やニーズを把握しきれず、自衛隊の支援を活かしきれない可能性も指摘されている。例えば、東日本台風の前年に発生した平成30年7月豪雨での初動対応に関して内閣府がとりまとめた「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート」³⁾（以下、「検証レポート」）では、「防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理すること、すなわち「提言型」災害派遣が提案されている⁽³⁾。

ところで、自衛隊の災害派遣を題材とした既往研究としては、東日本大震災の直後にその史変遷を概括した村上による先駆的な研究がある（村上⁴⁾）。村上が指摘するように、これ以前に自衛隊の災害派遣を扱った研究では日本の防衛政策を取り扱う一環として災害派遣が取り上げられており、災害派遣を中心的課題とした研究はほぼなかった。近年では、2006年以降の災害派遣の傾向を定量的な分析を含めて明らかにした研究（中林⁵⁾）や自治体と自衛隊との災害時の連携に焦点をあてた研究（中林⁶⁾）などもあるが、東日本大震災から新型コロナ対策に至るまでの自衛隊の災害派遣の傾向を整理した山

崎⁷⁾によれば、近年の自衛隊の災害派遣の課題は「自衛隊の本来業務への支障の回避」、「自衛隊員等の活動基盤の充実」、「自衛隊員等のメンタルヘルス対策等の充実」、「感染症への対応力の強化」、「自衛隊と地方自治体等との連携強化」、「災害発生時の船舶の活用環境の整備」そして「南海トラフ地震への対応」という7点が挙げられるとされている。

この中で、「自衛隊と地方自治体等との連携強化」については、総務省による「令和元年台風台風第15号・第19号をはじめとした一連の災害に係る検証」の中間取りまとめを引きながら、この2つの台風で生じた自治体と自衛隊との連携上の具体的な課題例（台風第15号：電力復旧にかかわる関係者間での情報共有の不足 台風第19号：神奈川県で発生した給水活動をめぐる県、市町村および自衛隊間での連携トラブル）が挙げられている。しかし、こうした個別事例を列挙するだけでは、自治体と自衛隊との連携を阻む本当の意味での「課題」を把握することは難しい。

平成30年7月豪雨における自治体と自衛隊との連携について整理・考察した研究（中林⁶⁾）では、この災害における自治体と自衛隊との連携をめぐる課題について、自治体を対象とした質問紙調査や各種検証資料等の調査を通じて明らかにしている。具体的には自治体側での庁内調整や現場での多機関調整、庁内での受け入れ場所及び進出拠点の確保、そして、自衛隊側での指揮系統の変更など運用上の変更の自治体との共有の徹底などである。

この研究からは、自治体と自衛隊との連携をめぐる課題は両者間のコミュニケーションの課題のみならず、少なくとも自治体については、それぞれの組織内にも考慮・解決すべき課題があることが示唆されている。

事例研究から得られたこうした示唆はどの程度普遍的な意義を持つのか、また、先の紹介した平成30年7月豪雨についての検証レポート（内閣府³⁾）での「提案型」災害派遣という提言は、その後の活動にどのように反映されているのか、これらを明らかにするためには、更に事例研究を積み上げ、データの収集や実際の災害派遣の動向を把握し続けるよりほかない。

こうした認識から、筆者は、東日本台風での自衛隊の災害派遣を題材に、検証レポートでの提言（「提案型」災害派遣）を踏まえた派遣の実情および、本事例での自治体と自衛隊との連携の課題を明らかにすることを目的とした質問紙調査を、災害派遣を受けたとされる12都県68市町村（全80団体）に対して行った。使用した質問紙は、将来的に収集事例が充実した際に、事例間の比較研究やより包括的な検討を行う際の参照可能性を高める目的で中林⁶⁾で使用した質問紙を基本とした。ただし、中林⁶⁾の成果から、災害派遣をめぐる課題認識を問うた設問の選択肢を拡充すると共に、自衛隊による活動の提案や、東日本台風から取り組まれた被災者向けの情報発信などに関する自治体の認識を問う設問を追加した。

本稿は、この調査結果の整理と考察を行なったものである。中林⁶⁾では事例（平成30年7月豪雨）に基づく課題提示にとどまっていたが、本稿では、対象事例が異なるものの、中林⁶⁾で得られた研究成果を踏まえて自治体と自衛隊との連携について考えられる課題をより明確にして質問紙に反映させた上で、東日本台風において観察された課題改善につながる良好事例の検討までを試みた。

東日本台風を事例とした理由は次の2点に集約できる。すなわち、第一に、この台風における災害救助法の適用対象となった自治体が東日本大震災を超えたことに象徴

されるように、極めて大規模な災害であり、本稿の関心である自衛隊の災害派遣先も既往研究が取り扱っていた西日本豪雨よりも多くなっていること、第二に、「提案型」災害派遣を提言した検証レポート発表から約1年後に発生した災害であり、上で指摘した規模の大きさとあわせて、この提言に基づく災害派遣の実態を考える上で適切な事例だと判断できることである。

以下、本稿では、東日本台風における災害派遣の経緯や活動内容などを概観したのち、この台風で災害派遣を受けた自治体を対象とした質問紙調査の内容を紹介する。それらを踏まえた上で、本事例において観察された自治体と自衛隊との連携上の課題を考察し、その改善に向けた展望を示すことを試みる。

2. 東日本台風での災害派遣の概要

本章では、東日本台風での自衛隊による災害派遣の経緯および活動内容について概観していく。記述は基本的に公開資料によっているが、これを補足する形で陸上自衛隊教育訓練研究本部（陸自が行った災害派遣等の経緯や教訓を取りまとめている組織）および東北方面総監部（人的被害が大きかった福島県や宮城県を担当している東北方面隊の司令部）でのインタビュー調査⁽⁴⁾で得た情報を踏まえて記述している。

(1) 災害派遣の経緯

東日本台風（台風第19号）の接近に伴い、10月12日15:30には内閣府災害対策室が立ち上がり、13日9:30には非常災害対策本部が設置され、国を挙げての対応が行われることとなった。

防衛省・自衛隊では、12日に大臣指示として災害派遣および派遣部隊への増援の準備と被害情報等の早期報告が自衛隊全体に通知され、これを踏まえて同日中に統合幕僚監部も、大臣指示の徹底および発災に備えた即応態勢の確立、そして関係自治体との緊密な連携と被害情報収集を指示している。

自治体からの災害派遣要請は12日20:30の宮城県からの同県南部に位置する丸森町での人命救助要請を皮切りに、翌13日夕方にかけて、既述の通り12都県からの要請が各都県を管区とする陸上自衛隊部隊に対して行われた（表2参照）。

この間、防衛省・自衛隊側も防衛省本省、統合幕僚監部、陸上幕僚監部および陸上総隊⁽⁵⁾それぞれに災害派遣のための各種行動命令や指示等がなされた。この中で、13日には陸上総隊を中心に陸海空の関係部隊からなる統合任務部隊（JTF）が編成され、更に翌14日には、「予備自衛官及び即応予備自衛官の招集に関する自衛隊行動命令」も発出された。こうして全国の自衛隊現役部隊に、予備自衛官も加えた大規模な災害派遣態勢が整えられていった。更に、10月15日には、JTFを指揮する陸上総隊司令官からの指針（災統合任務部隊指揮官指針）として、人命救助から生活支援へと漸進的に移行していくとの状況認識と共に、内容が多岐にわたることが予想される生活支援について、各自治体に派遣されている連絡員に対して「能力提案型の要望の掘り起こしを行い、積極的な対応を実施」することが指示されたという⁽⁶⁾。

10月25日には低気圧の接近に伴う追加的な災害派遣も発生したが、29日には、生活支援の縮小とともに、行方不明者の捜索及び瓦礫処理が活動の中心となる旨の災統

合任務部隊指揮官指針が示され、活動の重心が応急対策から復旧へと移行していった。

JTFは11月8日に解散となり、以降は被災地域を担当している東北方面隊および東部方面隊がそれぞれの地域での対応を継続することとなった。同日には、予備自衛官の活動も終了し、翌9日には招集解除となった。11月30日、最後まで活動が継続していた長野市から部隊が撤収し、東日本台風における自衛隊の災害派遣は終結することとなった。

表2 東日本台風における災害派遣要請の状況

要請元	要請日時	活動場所*	活動内容
岩手県	10/13 02:45	釜石市	行方不明者捜索
宮城県	10/12 20:30	丸森町	人命救助
	10/13 00:44	柴田町	人命救助
	10/13 02:10	大和町	孤立者救助
	10/13 03:00	村田町	孤立者救助
福島県	10/12 23:15	郡山市	孤立者救助
	10/13 02:00	二本松市	行方不明者捜索
	10/13 04:30	郡山市	孤立者救助
茨城県	10/13 00:25	太子町, 五霞町	人命救助
	10/13 02:50	五霞町	水防活動
	10/13 05:34	常陸大宮市	孤立者救助
栃木県	10/12 21:10	佐野市	人命救助
	10/12 21:41	鹿沼市, 塩谷町	人命救助, 資材 輸送
	10/13 01:14	栃木市	行方不明者捜索
	10/13 02:20	岩舟町	孤立者救助
	10/13 04:05	足利市	孤立者救助
	10/13 11:20	栃木市	給水支援
群馬県	10/13 06:00	富岡市, 藤岡市	人命救助
埼玉県	10/13 08:00	秩父市	給水支援
千葉県	10/13 17:33	利根川下流 域	避難支援
東京都	10/12 21:50	世田谷区	避難誘導
	10/13 02:26	大田区	孤立者救助
神奈川県	10/13 13:35	相模原市	人命救助
静岡県	10/12 21:20	小山町	人員輸送
	10/13 13:07	裾野市	行方不明者捜索
長野県	10/12 21:34	長野市	人命救助, 水防 活動

*: 当初の要請における活動先であり、最終的な活動先を網羅したものではない。内閣府¹⁾

(2) 活動実績と特筆すべき活動

一連の活動を通じて、自衛隊は、約2,040人の人命を救助するなど、表3に示すような実績を残した。

後述する質問紙調査の結果でも示されているように、東日本台風での災害派遣において特筆すべき活動として、災害廃棄物の処理が挙げられる⁷⁾。

福島県や長野県を中心に、被災地域の住民が住居近傍の道路に災害廃棄物を集積したことで道路通行等の支障となり、復旧活動にも支障を来す事になったことから、自衛隊側では、統合幕僚監部を中心に災害廃棄物除去に関する自衛隊の位置付けや活動内容を整理し、環境省や自治体との認識統一を図った。すなわち、自衛隊による災害廃棄物の除去は、市区町村が対応できず、生活環境

保全上の支障が生じうる場合に、民間事業者が対応できるようにするまでの緊急対応として行うものとされた。具体的には、放置することで生命に危険が及ぶおそれがある廃棄物や、必要最小限の生活環境を整備することで被災者等の混乱を回復させるために緊急に除去が必要な廃棄物について、幹線道路、生活道路やその周辺からの除去および仮置き場への運搬が行われた。特に、長野市では、民地からの災害廃棄物の撤去を住民自身やNPO団体がを行い、これを自衛隊や清掃事業者、支援自治体が仮置き場まで搬送し、その後は市の委託事業者が処理先に搬送する、“One NAGANO”と呼ばれる官民連携での取り組みが10月下旬から11月中旬にかけて数次にわたって行われた。

なお、これらの取り組みを下敷きに、2020年8月には環境省および防衛省連名で「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」⁸⁾が公表され、以降の災害時の廃棄物処理における基本的な考え方になっている。

表3 東日本台風における主な活動実績

支援項目		のべ活動実績
人命救助活動		約2,040人
生活 支援	給食支援	約50,360食
	入浴支援	約70,230人
	給水支援	約7,030t
応急 対応	物資輸送	約60t
	道路啓開	約100Km
	災害廃棄物等処理	約95,580t
	防疫支援	約349,950㎡
	電力復旧支援（倒木の除去等）	約1,330本
	家屋応急処置（ブルーシート展張）	約1,040棟
医療支援		約230人

教育訓練研究本部で示された資料より転記

3. 東日本台風での災害派遣に関する自治体への質問紙調査の結果

(1) 質問紙調査の概要

質問紙調査は2020年12月から2021年3月にかけて、東日本台風で自衛隊による災害派遣を受けたとされる12都県68市町村（合計80団体）に対して行い、回収率は全体で76.3%だった（回収状況は表4参照）。

表4 質問紙調査の回収状況

	対象数	回収数	回収率
都県	12	11	91.7%
市町村	68	50	73.5%
合計	80	61	76.3%

調査では、東日本台風前の自衛隊との関係や、東日本台風での連絡幹部（リエゾンオフィサー：LO）の受入状況、自衛隊の活動状況、自治体等との調整状況、自衛隊による情報発信等そして、調整上の課題と改善などについて回答を求めた。調査内容の詳細は表5に示した通りである

表 5 調査票の内容

概念	質問事項	回答選択肢
東日本台風以前の自治体と自衛隊との関係性	Q1. 令和元年東日本台風より以前に自衛隊による災害派遣を受けたことはありますか。(一つ回答)	A) ある(過去5年以内), B) ある(過去5年より前), C) ない, D) わからない
	Q2. 令和元年東日本台風による災害派遣を受ける以前の自衛隊との関係はどのようなものでしたか。(複数回答)	A) 首長と貴庁の区域を管轄する自衛隊部隊の指揮官らとの意見交換の実施, B) 防災部署と貴庁の区域を管轄する自衛隊部隊との意見交換の実施, C) 退職自衛官の防災部署への採用, D) 防災訓練への参加, E) その他(具体的に), F) 特になし
	SQ2. 「Q2.」で選んだA)からE)までの回答のうち、令和元年東日本台風で自衛隊による災害派遣を受ける際に有効だったものをいくつでも()内に記入してください。特に有効なものがあった場合「F」と記入してください。	Q2の回答選択肢に同じ
	Q3. 「Q2.」で選んだA)からE)までの回答のうち、令和元年東日本台風で自衛隊による災害派遣を受ける際に有効だったものをいくつでも()内に記入してください。	Q2の回答選択肢に同じ
自衛隊による災害派遣活動の概況	Q4. 令和元年東日本台風では、台風通過が予想される各自治体に自衛隊の連絡員(L0)が派遣されました。貴庁でのL0の受入状況として近いものをいくつでも選んで記号に○をつけてください。	A) 問題なく受け入れられた, B) L0の待機場所の確保などに課題があった, C) L0派遣を事前に知らず戸惑った, D) その他の課題(具体的に), E) 派遣を把握していない
	SQ4. 「Q4.」でA)からD)を選択された方に伺います。貴庁が自衛隊による災害派遣を受けるにあたり、L0と貴庁との調整は効果的でしたか。近いもの一つ選んで記号に○をつけてください。	A) 効果的だった, B) あまり効果的でなかった, C) L0との調整を経ずに派遣が実現した, D) わからない。評価できない。
	Q5. 派遣された自衛隊の貴自治体での活動期間は概ねどの程度でしたか。	日数を記入
	Q6. 貴庁の災害対策本部会議に自衛隊は参加していましたか。以下のA)からC)の中からもっともあてはまるものを1つ選んで記号に○をつけてください。	A) 概ね参加していた, B) 必要に応じて参加してもらった, C) 参加していなかった
	Q7. 貴庁での災害対策本部での執務状況は次のA)とB)のどちらにより近い形態でしたか。(一つ回答)	A) 各課の担当が集まる本部用のスペースがある(臨機に設置する場合を含む), B) 各課の業務はそれぞれの執務室で対応し、本部会議を会議室で行う
	Q8. 令和元年東日本台風での災害派遣の際に自衛隊が貴自治体で行った救援等の活動はどのようなものでしたか。以下のA)からO)の中から近いものをいくつでも選んで記号に○をつけてください。	A) 人命救助, B) 孤立者の輸送, C) 行方不明者捜索, D) 給食支援, E) 宿泊支援, F) 入浴支援, G) 給水支援(飲料水), H) 給水支援(生活用水), I) 給水支援(医療機関への給水), J) 物資輸送, K) 道路啓開, L) 瓦礫処理(道路以外), M) 水防活動, N) 防疫支援, O) 公共施設(役場, 公民館やライフライン施設など)の機能回復, P) 家屋応急処置(屋根へのブルーシート展張など), Q) 航空情報(空撮映像等)の提供, R) その他(自由記述)
	Q9. 「Q8.」でご回答いただいた活動のうち、防災担当部署として特に有効だったと感じる活動を2つまで挙げて下さい。	Q8の回答選択肢に同じ
	Q10. 上記に挙げた活動等に関する役所内での調整は主にどのような枠組みにおいて行われましたか。以下のA)からD)の中から近いものをいくつでも選んで記号に○をつけてください。	A) 概ね防災担当部署と自衛隊のみで行った(防災担当部署が窓口となって行った), B) 活動分野に応じて貴庁の担当部署と自衛隊とで行った, C) 活動分野によっては外部の応援機関等も交えた多機関調整の場で行った, D) 役所内での調整は行わず、現場での調整に任せた
	SQ10. 「Q10.」で「C) 外部の応援機関等も交えた多機関調整の場で行った」と回答された方に伺います。具体的な活動分野と貴庁および自衛隊以外の参加機関の属性について教えてください。	SQ10-1(活動分野)回答:自由記述 SQ10-2(参加機関の属性 複数回答)回答:A)警察・消防, B)医療機関, C)他自治体, D)国の機関, E)民間事業者, F)NPO団体, G)その他
災害派遣に関わる資機材の追加調達	Q11. 自衛隊による救援活動では様々な資機材が必要になります。令和元年東日本台風において、自衛隊から資機材の提供を要望されることはありましたか。(一つ回答)	A) あった, B) なかった, C) わからない
	SQ11. 「Q11.」で「A) あった」と回答された方に伺います。資機材の提供を要望された具体的な活動分野を「Q8.」のA)からR)の中から選択してください。また、要望された資機材はどのように調達しましたか(共に複数回答)。	要望された分野: Q8.のA) - R)の中から選択 調達先: A) 貴庁, B) 民間事業者等, C) 他自治体, D) 国の機関, E) 自衛隊側で対応を要望, F) その他
自衛隊からの発信・提案の状況	Q12. 令和元年東日本台風では、自衛隊自身がホームページやSNSなどで給水場所などの住民向け情報を積極的に発信しています。これについての貴庁の考えに最も近いものをひとつ選んで記号に○をつけてください。	A) とても効果的だった, B) 効果的だったかもしれないが、自治体が発信する情報との食い違いなどがあり、戸惑った, C) 効果的ではなかったようだった, D) 情報発信自体は把握しているが効果はわからない, E) そのような情報発信があったことを知らなかった
	Q13. 内閣府が取りまとめた「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート」には、災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、自衛隊自身が活動内容について「提案型」の支援を自発的に行うべきという種子の記述があります。今回、自衛隊自身が行う救援活動の内容について自衛隊側から貴庁に対する提案はありましたか。(一つ回答)	A) あった(具体的に), B) なかった, C) わからない
災害派遣をめぐる調整上の課題	Q14. 令和元年東日本台風における災害派遣に関して次のような事項は貴庁で課題となりましたか。以下のA)からS)の中で課題となった事項をいくつでも選んで記号に○をつけてください。	A) 派遣された部隊の拠点となる場所の確保, B) 自衛隊からの連絡員等の役所内での受け入れ場所の確保, C) 救援活動に必要な資材等の確保, D) 災害派遣に関わる費用等の確保, E) 自衛隊の災害対応能力・機能の把握, F) 庁内での調整, G) 災害派遣の受け入れに関する府県と市町村との調整, H) 相手自治体(都県にとつての市町村/市町村にとつての都県)での調整, I) 派遣決定後の細部調整の方法, J) 対応現場での機関間調整, K) 都県・市町村間での費用調整, L) 自衛隊との費用調整, M) 要望事項や調整事項の諾否等に関する自衛隊の意思決定の速度, N) 自治体からの要望事項や調整事項への自衛隊の対応の柔軟さ, O) 自治体の災害対応に関するしくみ等についての自衛隊側の理解, P) 自衛隊の指揮系統わかりにくさ, Q) 活動部隊の交代や指揮系統の変更などに伴う情報共有や引継ぎ, R) 撤収に関する調整, S) その他
	Q15. 「Q14.」でご回答いただいた事項のうち、防災担当部署として特に課題だったと感じる事項を2つまで挙げて下さい。	Q14の回答選択肢に同じ
	Q16. 「Q14.」でご回答いただいた事項のうち、貴庁側に対応の改善・向上が必要だったと感じた項目と、自衛隊側に改善・向上が必要だったと感じた項目をそれぞれ2つまで挙げて下さい。	Q14の回答選択肢に同じ(自治体側, 自衛隊側それぞれ2つまで選択)
東日本台風を踏まえた取り組み	Q17. 令和元年東日本台風での災害派遣を踏まえ、貴庁で取り組んでいるまたは検討している事項はありますか。以下のA)からH)の中からあてはまるものをいくつでも選んでください。	A) 首長と貴庁の区域を管轄する自衛隊部隊の指揮官らとの意見交換の実施, B) 防災部署と貴庁の区域を管轄する自衛隊部隊との意見交換の実施, C) 退職自衛官の防災部署への採用, D) 防災訓練への参加の要請, E) 災害派遣に関する要領やマニュアル等の作成や改訂, F) 受入に必要な空間や資機材の確保, G) その他, H) 特になし

(2) 平素の自治体と自衛隊との関係性

まず、東日本台風以前に自然災害に起因して自衛隊による災害派遣を受けた経験の有無について尋ねたところ、全体を通じて60%を超える自治体がこれまでに何らかの形で災害派遣を経験しており、都県に関しては派遣を経

験していない団体はなかった(図1参照)。なお、全体を通じて5年以前に災害派遣を受けた経験があると回答した自治体のうち、17団体については具体的な災害として東日本大震災が挙げられていた。

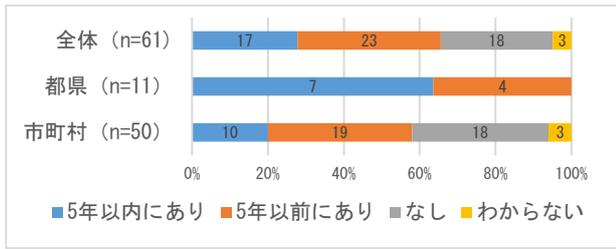


図1 東日本台風以前に災害派遣を受けた経験

ついで、平素の自衛隊との交流について問うた設問の回答を表6に示す。「首長・指揮官交流」、「部署同士の交流」、「OB採用」（退職自衛官の防災部局での採用）そして「訓練参加」という主要な4項目について、都県ではほぼ全てが行われていた。これに対して、市町村では、70%を超える団体で自衛隊との訓練が行われているものの、「首長・指揮官交流」や「部署同士の交流」は40-50%にとどまっており、「OB採用」は更に低く30%程度となっており、自衛隊との交流状況にはかなり幅があることが伺えた。

なお、これら平素の交流のきっかけだが、今回の質問紙調査の結果を見る限り、必ずしも特定の災害をきっかけに行われたわけではない模様である。すなわち、これらの交流について、上図1で訊ねた過去の災害派遣をきっかけとしたものを訊ねたところ、都県、市町村共に大部分の自治体が「なし」と回答していた。

さて、これら平素の交流のうち、東日本台風で自衛隊からの災害派遣を受ける上で有効だったものについて訊ねたところ、表7に示すような回答が得られた。都県については全般的に平素の交流が有効に機能していたと評価されているのに対して、市町村では回答が割れており、特になかったとする回答も目立った。

表6 平素の自衛隊との交流の状況（複数回答可）

	都県 (n=11)	市町村 (n=50)
首長・指揮官交流	10(90.9%)	22(44.0%)
部署同士の交流	10(90.9%)	24(48.0%)
OB採用	11(100.0%)	16(32.0%)
訓練参加	11(100.0%)	37(74.0%)
その他	0(0.0%)	6(12.0%)
なし	0(0.0%)	3(6.0%)

* : 各回答欄の数字は「回答数」（サンプルサイズに占める割合：%）

表7 平素の交流のうち東日本台風への対応で有効だったもの（複数回答可）

	都県 (n=11)	市町村 (n=50)
首長・指揮官交流	9(81.8%)	11(22.0%)
部署同士の交流	10(90.9%)	11(22.0%)
OB採用	11(100.0%)	8(16.0%)
訓練参加	10(90.9%)	13(26.0%)
その他	0(0.0%)	3(6.0%)
なし	0(0.0%)	14(28.0%)

* : 各回答欄の数字は「回答数」（サンプルサイズに占める割合：%）

(3) 自衛隊による災害派遣活動の概況

a) L0の派遣状況

自衛隊では、大規模な災害の発生が予想されるような台風の接近などがある場合、事前に台風の進路に位置す

るなど被害発生の可能性が高い地域の自治体に対してL0を派遣して、情報収集や災害派遣に関する調整等を行うことがり、今回の東日本台風では、18都府県及び都府県内の市町村にL0が派遣されていた（内閣府¹⁾。質問紙調査でこのL0の受け入れ状況および災害派遣の実現に対する効果について確認したところ、大部分の自治体では問題なく受け入れられていたが、若干の自治体において、L0の待機場所などに課題があった模様である（図2参照）。また、自衛隊の派遣におけるL0と自治体との調整の有効性を尋ねた設問については、都県、市町村ともに大部分の自治体がL0の有効性を認めていた（図3参照）。

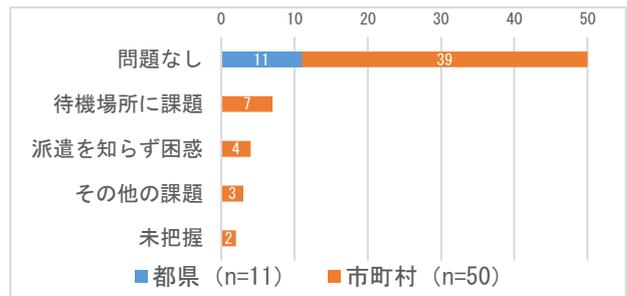


図2 L0の受入状況（複数回答可）

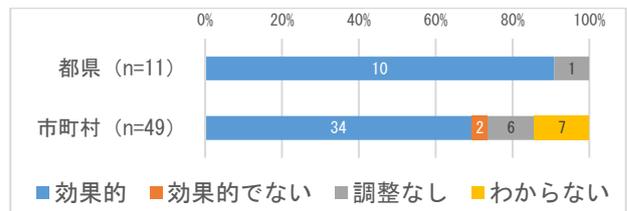


図3 L0の効果

b) 災害派遣の期間と自治体内での活動状況

災害派遣を受けた期間についての有効回答は55件（団体）だった。全体で見ると、「平均値（中央値、標準偏差）」は「15.8日（17日、11.43）」となり、都県（11団体）と市町村（44団体）はそれぞれ「28.2日（25日、11.78）」、「12.7日（12.5日、9.09）」となった。

派遣期間の状況を自衛隊の災害派遣活動の状況も加味しながらまとめたものが図4になる。回答を得られた全55団体のうち、能力提案型のニーズ把握が指示された15日ごろ（概ね4日以内）までに活動が終了した団体と、2週間を超えて活動が継続され、統合任務部隊（JTF）が解組される29日間程度までに活動が終了した団体とが比較的多い傾向にあることがわかる。ただし、4日以内に活動が終了した団体の数は、有効回答の20%程度にとどまる反面、2週間以上にわたって活動した団体は70%程度にのぼっており、全体的には、先に紹介した災統合任務部隊指揮官指針にある人命救助に軸足を置いていた時期（初動期）だけでなく、生活支援に軸足を移した時期（応急期）にも活動が継続されていたことが窺える。

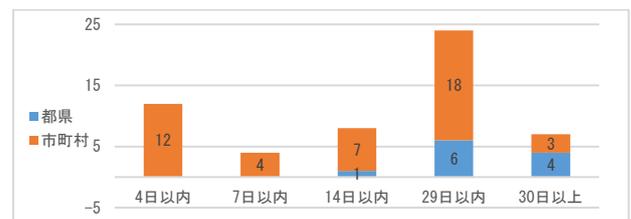


図4 自衛隊の活動状況と災害派遣期間（n=55）

災害対策本部が設置された自治体において、災害対策本部会議は、災害対応上の情報共有や意思決定の場として重要である。これに対する自衛隊の参加状況について尋ねたところ、全体では60%強で「概ね参加」となっており、「必要に応じて参加」を併せると、80%弱となった。都県と市町村で比較した場合、都県の方が自衛隊の参加率は高い傾向にあるが統計上の有意差は確認されなかった⁽⁸⁾（図5参照）。

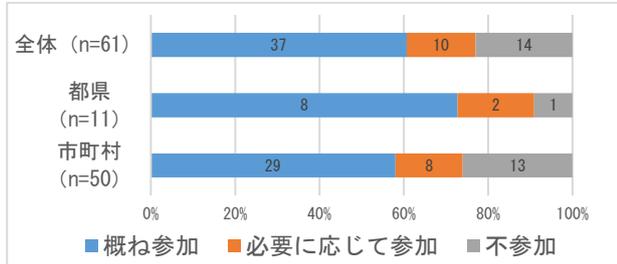


図5 災害対策本部への自衛隊の参加状況

自衛隊が派遣先で行った活動（複数選択）とその効果についての実感（2つまで選択）について尋ねた設問への回答を図6に示す。これを見る限り、東日本台風での災害派遣における主要な活動の傾向としては、人命救助、飲料水の給水、道路啓開及び瓦礫処理が中心であり、これについて入浴支援も多く実施されていたことがわかる。特に人命救助と瓦礫処理については自治体側の効果の実感が高くなっていた。

なお、「その他」については、「通行可能な道路の情報提供」や「他市に派遣されたLOからの情報の共有」など、情報関連の支援が目立っていた。

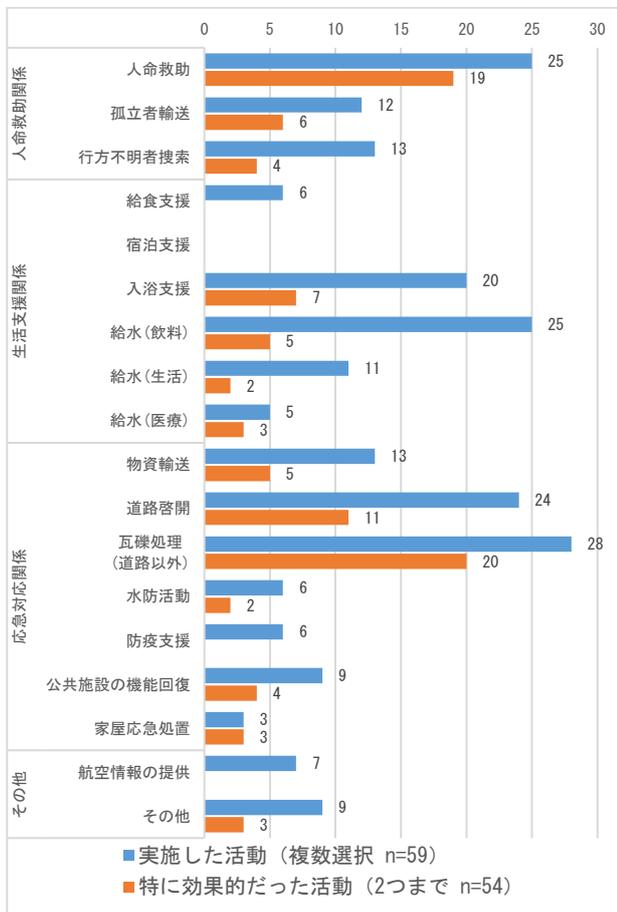


図6 自衛隊が実施した活動内容と特に効果的だった活動

c) 災害派遣での調整状況

自衛隊の災害派遣は、基本的に都道府県知事の要請に基づいて行われ、派遣にはいわゆる3要件（緊急性、公共性、非代替性）を満たすことが必要とされる。極言すれば「自衛隊以外に要請先がないから要請する」ことが基本となるが、自治体との調整はもとより、活動現場等において自治体以外の様々な機関を含めた多機関連携の中で活動することもしばしばである。

そこで、質問紙調査では、自治体側の調整窓口、多機関連携の状況、自衛隊の活動について追加的に必要になった資材の調達先、の3点についても調査した。

まず、自治体側の調整状況について複数回答で問うたところ、大部分の自治体は防災担当部署と自衛隊との調整を行っていた（表8参照）。また、都県では多機関調整を行う傾向が、市町村では適宜庁内担当部署との調整を行う傾向が見られた（ただし、設問の文言上、A)を選択した場合、B), C), D)は選択できないはずだが、A)に加えてそれ以外の選択肢を回答しているケースがあった）。

表8 自衛隊との調整状況（複数回答可）

	都県 (n=11)	市町村 (n=48)
A)概ね防災担当部署のみ	10 (90.9%)	33 (68.8%)
B)活動に応じた庁内各部署	2 (18.2%)	25 (52.1%)
C)外部を含む多機関調整	9 (81.8%)	9 (18.8%)
D)庁内で調整せず現地調整	0 (0.0%)	0 (0.0%)

* : 各回答欄の数字は「回答数」（サンプルサイズに占める割合:%）

多機関調整を要した分野としては、人命救助のほか道路啓開や廃棄物処理が挙げられており、その相手先としては、都県の場合、警察・消防のほか、国の機関や民間など分散する傾向にあるが、市町村については、警察・消防に集中していた（図7参照）。

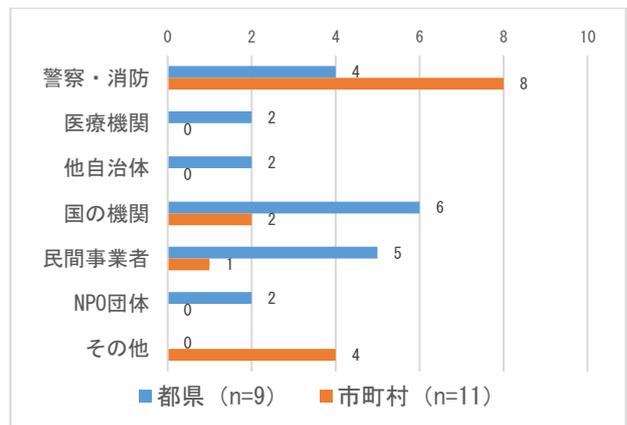


図7 多機関調整の相手

災害派遣を行う際に、自衛隊と都道府県とは経費負担について協定を結んでおり、都道府県も一定の経費を負担することとなっている。このため、災害派遣に際して、自衛隊側の経費で賄えないような内容の資機材類（例えば給食支援の食材など）については自衛隊から自治体に対して提供が求められることがある。この点について、質問紙調査では図8に示すような結果が得られた。全体を見れば、30%程度の自治体に対して資機材提供の依頼があったが、上記の通り、災害派遣に際して都道府県と自

衛隊とで経費負担に関する協定を結ぶためもあったか、この割合は都県と市町村との間で大きく異なっており、依頼の有無に関する両者の回答状況について Fisher の正確確率検定を行ったところ、有意差が認められ ($p=0.0054$)、市町村に比べて都県に対して資機材の要望がよせられやすい傾向にあったことが窺える。なお、資機材提供の依頼があった分野としては、人命救助関係のほか、入浴支援や瓦礫処理などが挙げられており、資機材の調達先としては、民間事業者のほか、自団体が多く、自衛隊に差し戻すケースも散見された (図 9 参照)。

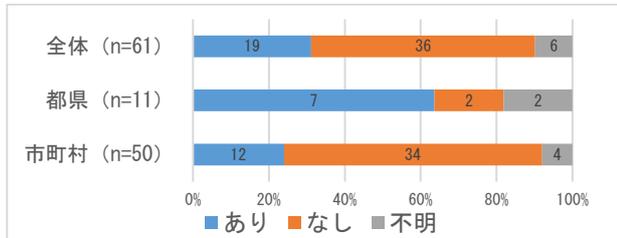


図 8 資機材提供の要望

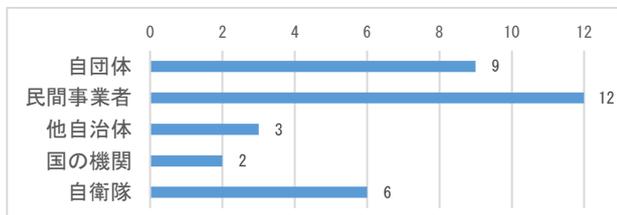


図 9 資機材の調達先 (n=19 複数回答可)

d) 自衛隊からの情報発信や提案

東日本台風では、10月12日から「災害対策 twitter」を開設するなど自衛隊自身がホームページや SNS などで給水場所などの住民向け情報を積極的に発信した。また、既述の通り、平成 30 年 7 月豪雨での初動対応を踏まえて「提案型」災害派遣が提唱されて以来、最も大規模な災害派遣活動であった。

まず、自衛隊自身による情報発信について尋ねたところ、図 10 のような結果が得られた。ここからは、半数近い自治体が自衛隊自身による情報発信を把握していなかったほか、情報発信そのものは把握していたが内容については評価不能との回答も多く、両者を合わせると 80% 近くにのぼった。他方、効果があったと評価している自治体は 10 団体で全体の 20% 弱にとどまった。

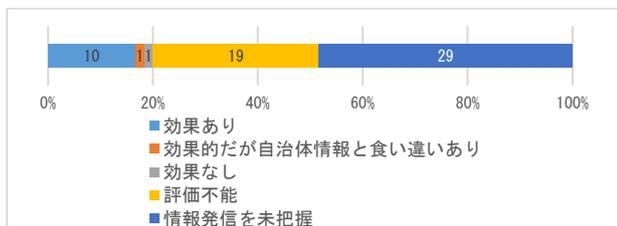


図 10 自衛隊自身による情報発信への評価 (n=60)

さて、自衛隊による「提案型災害派遣」について、そうした提案の有無を確認したところ、図 11 が示すように提案があった自治体は全体の 40% 弱となっていたことがわかった。提案内容を「具体的な支援内容の提案」と「全般的な提案等」に大別して整理したものを表 9 に示す。具体的な支援内容としては、土砂や瓦礫の撤去や、入

浴支援などが目立っていた。

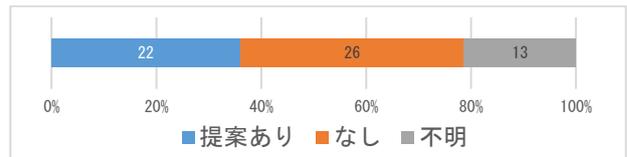


図 11 自衛隊側からの提案の有無 (n=61)

表 9 提案があった内容 (n=22)

具体的な支援内容の提案	全般的な提案等
*土砂や瓦礫の撤去：4件	*支援可能項目：2件
*入浴支援：4件	*部隊運用：2件
*人命救助：2件	*その他：4件
*情報収集：2件	*記述なし：2件

(4) 災害派遣をめぐる課題と東日本台風後の対応

東日本台風での災害派遣をめぐる「課題となった事項(複数回答可)」および、その中で「特に課題となった事項(2つまで回答)」を問うたところ、図 12 のような回答が得られた。課題として最も多かった項目は「市町村・都県間の調整」であり、ついで「各役所内での受け入れ」、「派遣決定後の細部調整」そして「庁内調整」が続く結果となった。このうち、「市町村・都県間の調整」は特に課題となった項目を訊ねた質問でも最もよく選択されていた。

ここまでの結果から、東日本台風での災害派遣において、都県と市町村との間での調整が大きな課題となっていたことが窺える。これについては次章で詳述する。

最後に、東日本台風での経験を踏まえて、自衛隊との交流に関して新たに取り組んだり、取り組みを充実させている事項について問うたところ、図 13 に示すように、特に新しい取り組みなどはないケースが目立った。

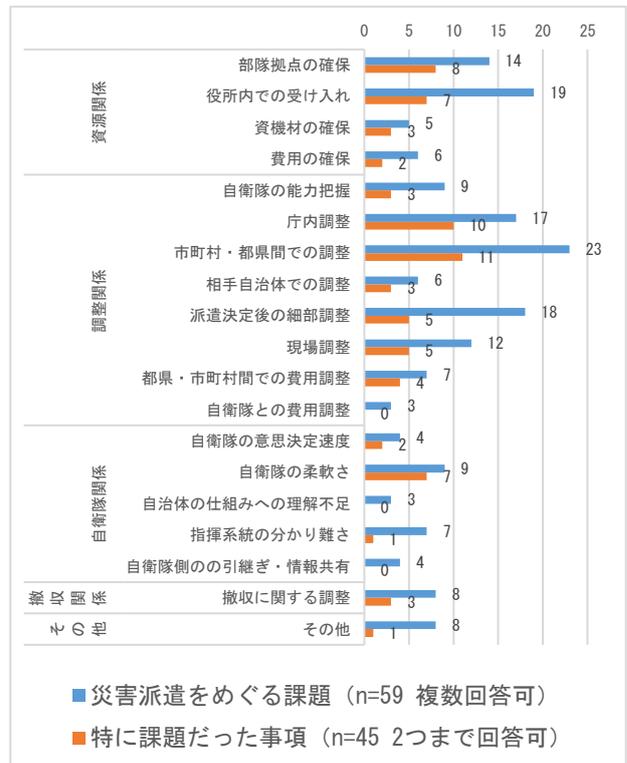


図 12 災害派遣をめぐる課題事項

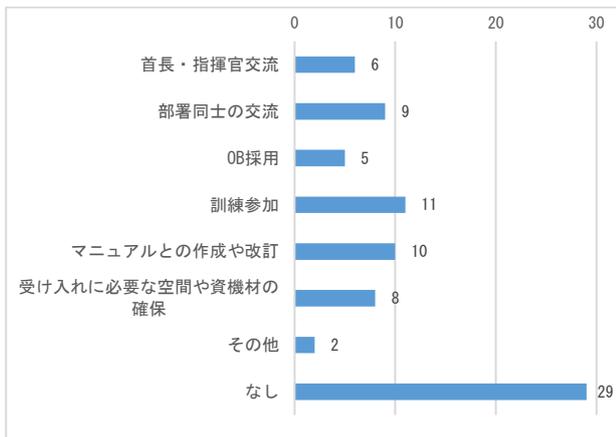


図 13 東日本台風を踏まえた取組 (n=59 複数回答可)

4. 考察

本稿で行った質問紙調査の目的は、東日本台風における自衛隊の災害派遣の実情を平成 30 年 7 月豪雨を経て提言された「提案型」災害派遣を踏まえて把握する事および、自治体と自衛隊との連携における課題を探る事であった。そこで、本稿を締めくくるにあたり、東日本台風での「提案型」災害派遣の状況および、自治体と自衛隊との連携における課題の 2 点について、より詳細に考察していく。なお、後者については、質問紙調査で特に課題として挙げられていた「市町村・都県間での調整」に焦点を絞って考察する。

(1) 「提案型」災害派遣の状況

本稿でも、これまでに何度か言及している通り、平成 30 年 7 月豪雨での初動対応について内閣府が取りまとめた検証レポートでは、以下のような文言⁽⁹⁾で「提案型」の災害派遣が提案されていた。

「発災当初は、被災自治体も被害の全容が把握できず中略>自衛隊への要請を県や市町村が躊躇する場面が見られた。また、自衛隊の具体的な活動内容について、自治体の要望を待ただけでなく、具体的な支援策を自治体側に積極的に提案すれば、より迅速かつ有効な活動が可能であった」 (下線部筆者)

「防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する」

ここからは、どちらかといえば被災自治体が当面の対応に追われて全般的な状況を把握しにくい初動時の対応として「提案型」の災害対応が考えられているように読める。他方、インタビュー調査によれば、東日本台風での災害派遣で統合任務部隊指揮官が「提案型」の対応を指示したのは 15 日ごろであり、その前提となる状況認識は、人命救助(初動対応)から生活支援(応急対応)へと活動の重点が移行してきたというものであった。質問紙調査への回答で示されていた自衛隊からの提案内容が、土砂や災害瓦礫の撤去や入浴支援といった生活支援に分類できるものであったこともこれを傍証している。

更に、自衛隊からの提案の有無と、提案の有無や提案内容にかかわらず実際に自衛隊が行っていた活動内容をクロス集計して Fisher の正確確率検定をしたところ、「人命救助」、「入浴支援」および「瓦礫処理(道路以

外)」について有意差が確認できた。このことから、自衛隊から何らかの提案を受けた団体では、そうした提案を受けなかった団体に比べて、これら 3 つの活動がより高い頻度で行われていた可能性が示唆される結果となった(表 10 参照)。これらの項目は表 9 で示した「具体的な支援内容の提案」で主に挙がっていた項目とも共通しており、自衛隊からの提案を自治体が受け入れる傾向にあった可能性を傍証している。加えて、自衛隊から提案があった団体となかった団体のうち、派遣期間について有効な回答が得られた自治体について、派遣期間を比較したところ、全体(都県+市町村)および市町村については、平均値と中央値共に大きな差が確認でき、提案があった自治体の方がより長期にわたって自衛隊の派遣を受けていた可能性を示唆する結果が得られた。これらを総合すると、初動期の対応の円滑化を意図していたと見られる「提案型」の災害派遣は、少なくとも東日本台風では、生活支援が活動の軸足となった応急期の対応の中で取り組まれていると考えることができる(表 11 参照)。

表 10 自衛隊からの提案の有無と実際の活動内容

自衛隊側からの提案の有無	提案あり (n=22)		提案なし (n=26)		P 値
	○	×	○	×	
活動内容 ^{*(10)}					
人命救助	14	8	8	18	p=0.0410
孤立者輸送	5	17	5	21	p=1.0000
行方不明者捜索	5	17	4	22	p=0.7131
給食支援	5	17	1	25	p=0.0806
宿泊支援	0	22	0	26	p=1.0000
入浴支援	11	11	5	21	p=0.0337
給水(飲料)	10	12	8	18	p=0.3748
給水(生活)	2	20	4	22	p=0.6737
給水(医療)	2	20	2	24	p=1.0000
物資輸送	7	15	2	24	p=0.0607
道路啓開	12	10	9	17	p=0.2439
瓦礫処理(道路以外)	15	7	8	18	p=0.0194
水防活動	2	20	3	23	p=1.0000
防疫支援	4	18	1	25	p=0.1649
公共施設の機能回復	5	17	2	24	p=0.2226
家屋応急処置	0	22	2	24	p=0.4929
航空情報の提供	5	17	2	24	p=0.2226
その他	9	13	7	19	p=0.3664

* ○：実施 ×：未実施

表 11 自衛隊からの提案の有無と派遣期間の状況

	提案あり	提案なし
	全体(n=22)	全体(n=22)
平均値	21.6 日	10.4 日
中央値(標準偏差)	20 日(11.00)	6.5 日(18.75)
	都県(n=7)	都県(n=3)
平均値	27.00 日	28.3 日
中央値(標準偏差)	20 日(14.67)	28 日(3.51)
	市町村(n=15)	市町村(n=19)
平均値	19.1 日	7.6 日
中央値(標準偏差)	20 日(8.22)	4 日(7.10)

(2) 自治体と自衛隊との連携における課題：都県と市町村との連携について

質問紙調査の結果から、東日本台風での災害派遣では、

「市町村・都県間での調整」が大きな課題になっていたことが伺えた。

ところで、都県と市町村とでは規模も役割も異なることから、質問紙調査で行った「課題となった事項（複数回答可）」の回答状況について、改めて、都県と市町村とに分けて示し（表12参照）、それぞれの項目についての都県と市町村との傾向の差異をFisherの正確確率検定によって検定したところ、「市町村・都県間での調整」（ $p=0.0088$ ）と「都県・市町村間での費用調整」（ $p=0.0183$ ）については有意差が確認された。すなわち、市町村側は都県側に比べて「市町村・都県間での調整」を課題と認識している傾向が強く、逆に都県側は市町村側に比べて（絶対的には少ないものの）「都県・市町村間での費用調整」を課題だと考えている傾向が強いことから、一口に都県と市町村間の調整といっても都県と市町村とでは認識に相違がある可能性が示唆された。

更に、12都県の自治体間における傾向を分析するため、「市町村・都県間での調整」または「都県・市町村間での費用調整」のいずれか1つでも課題であったと考える団体と、これらを課題と見なさなかった団体とでクロス集計を行い、統計的な偏りを検討した。集計の結果、期待度数が5未満のセルが20%以上となったことから、 p 値はFisherの正確確率検定で求め（ $\chi^2(11)=21.707$, $P=0.00927$ ）、残差分析は調整済みの標準化残差の値によって検討した。その結果を表13に示す。これによれば、福島県では県と市町村との調整を課題として認識している自治体が有意に少なく、対照的に栃木県については有意に多いことがわかった。

上記の結果から、福島県は、東日本台風での災害派遣で見られた都県と市町村との連携上の課題をうまく解決していたように見える。それでは、福島県と市町村とが、自衛隊の災害派遣をめぐってどのような調整を行っていたのであろうか、この点について、陸上自衛隊東北方面総監部での調査および福島県の担当者への聞き取り⁽¹¹⁾を行なった結果として、福島県では、以下のような要領で県、市町村及び自衛隊の間で災害派遣に向けた調整を行っていたことがわかった。

すなわち、発災当初は、各被災市町村からの「災害派遣要請のもとめ」（災害対策基本法第68条の2に基づく措置）が県の出先機関である地方振興局を経由して知事に伝達されて派遣要請がなされていたが、当初派遣要請があった福島市および郡山市への派遣が行われて以降は、各市町村に派遣された自衛隊LOを通じて、被災市町村と派遣部隊（およびその上級部隊や防衛省）との間で調整された活動については、特段のことがない限り、県は市町村と自衛隊とで成立した調整内容で災害派遣要請を行うこととしていたようである。加えて、福島県による「令和元年台風第19号等に関する災害対応検証報告書」⁹⁾によれば、自衛隊は福島県から県庁内に設置された災害対策本部事務局スペースの約1/3（最大時）について指揮所として提供を受け、救助活動や救助に係る情報収集について最優先で対応したとされており、上記のような柔軟な調整を許容する姿勢と、意思決定中枢における県と自衛隊との密接な連携が、結果として、他の都県にくらべて都県・市町村間での連携が課題とならなかったものと思われる。ただし、県の検証報告書では、同時に、「自衛隊や県警との調整について、平時の業務担当者が対応し、迅速かつ円滑に業務を実施できたが、当該職員の負担が大きかった」あるいは、「救助に関する情報や対応する組織（部隊）の状況を県で十分に把握することが

できず、災害対策本部事務局において主体的に調整することができなかった（現場で調整されていた）」⁽¹²⁾という記述も見られることから、比較的良好だった福島県の対応にも、属人的な要素や限界があった可能性が否定できないこと、また、県と市町村との調整を課題として認識している自治体が有意に多かった栃木県での調整がどのようなものであったのかについては検証報告など客観的に把握できる情報が乏しく、裏付けとなる調査ができていないことも付言しておく。

表12 災害派遣をめぐる都県・市町村別の課題事項

		都県 (n=11)	市町村 (n=48)
資源 関係	部隊拠点の確保	1(9.1%)	13(27.1%)
	役所内での受け入れ	3(27.3%)	16(33.3%)
	資機材の確保	1(9.1%)	4(8.3%)
	費用の確保	2(18.2%)	4(8.3%)
調整 関係	自衛隊の能力把握	2(18.2%)	7(14.6%)
	庁内調整	1(9.1%)	16(33.3%)
	市町村・都県間での調整	5(45.5%)	18(37.5%)
	相手自治体での調整	4(36.4%)	2(4.2%)
	派遣決定後の細部調整	3(27.3%)	15(31.3%)
	現場調整	4(36.4%)	8(16.7%)
	都県・市町村間での費用調整	4(36.4%)	3(6.3%)
	自衛隊との費用調整	1(9.1%)	2(4.2%)
自衛隊 関係	自衛隊の意思決定速度	1(9.1%)	3(6.3%)
	自衛隊の柔軟さ	1(9.1%)	8(16.7%)
	自治体の仕組みへの理解不足	2(18.2%)	1(2.1%)
	指揮系統の分かり難さ	1(9.1%)	6(12.5%)
	自衛隊側の引継ぎ・情報共有	1(9.1%)	3(6.3%)
	撤収に関する調整	3(27.3%)	5(10.4%)
	その他	2(18.2%)	6(12.5%)

表13 都県と市町村間での調整についての都県別の課題認識と特徴

都県	都県と市町村間での調整についての課題		都県別の合計
	課題あり*	課題なし	
岩手県	3	4	7
宮城県	1	7	8
福島県	1 (-)	10 (+)	11
茨城県	1	1	2
栃木県	6 (+)	1 (-)	7
群馬県	2	0	2
埼玉県	3	4	7
千葉県	3	1	4
東京都	1	3	4
神奈川県	2	0	2
長野県	2	1	3
静岡県	1	2	3
回答別の合計	26	34	60

*：質問紙調査で「市町村・都県間での調整」または「都県・市町村間での費用調整」のいずれか1つ以上を課題として回答した自治体の数

+：残差分析の結果、有意に多かった項目

-：残差分析の結果、有意に少なかった項目

5. おわりに

ここまで、本稿では、東日本台風での自衛隊の災害派遣をめぐる自治体と自衛隊との連携について、質問紙調査の結果をもとに論じてきた。

まとめると、東日本台風での災害派遣は以下のように総括できる。

1. 2週間以上の派遣を受けた自治体が70%を超えており、人命救助が中心となる初動期から生活支援等が主要な活動となる応急期にかけての派遣であった。
2. 主な活動分野は、人命救助のほか、瓦礫処理や道路啓開、飲料水の給水支援そして入浴支援などであり、特に人命救助と瓦礫処理については自治体側の効果の実感が高かった。
3. 自治体とは防災部局を通じた連携が主流であったが、人命救助や瓦礫処理については、多機関連携も図られており、特に長野市の瓦礫処理については事後の参考事例となった。
4. 自衛隊自身による情報発信を評価している自治体は全体の20%弱にとどまり、大部分の自治体は未把握もしくは評価不能と回答している。
5. 「提案型」災害派遣については、初動期よりは応急期の活動に生かされており、提案を受けた自治体では、人命救助とならんで入浴支援や瓦礫処理が行われる傾向にあったほか、派遣期間も長期にわたる傾向があった。
6. 今回の災害派遣では都県と市町村間の調整が大きな課題となっており、特に市町村側の課題意識が強かったが、福島県のように比較的円滑に調整を進めた事例も見られた。

災害の規模や様相は様々であり、自衛隊の災害派遣やこれをめぐる関係機関間での連携や調整も様々なパターンがありうる。その意味で、本稿もまたあくまで一事例の分析に過ぎないが、瓦礫処理をめぐる連携のように、現に事後の対応に反映された活動もあるほか、例えば上記「6.」で挙げた都県と市町村間の連携などは、今後の災害派遣を円滑に進める上で重要な示唆を含んでいるものと考えられる。本稿でおこなった分析が、今後の災害被災地にとって有効な災害派遣を実現する一助となることを願って本稿のむすびとしたい。

補注

- (1) 陸上幕僚監部への問い合わせで得た回答による。
- (2) 派遣規模は下記(補注(4))に示した教育訓練研究本部でのヒアリング調査による。
- (3) 内閣府³⁾pp. 4-5.
- (4) 本稿に関わる陸上自衛隊東北方面総監部および、教育訓練研究本部でのヒアリング調査は、それぞれ2020年2月25日と2021年1月26日に行い、いずれも担当者から資料による説明を受けた。
- (5) 陸上自衛隊は全国を5つのブロックにわけ、それぞれに方面隊(北部方面隊、東北-, 東部-, 中部-, および西部-)。陸上総隊は、国防や大規模な災害等に際してこれら5つの方面隊を一体的に運用する組織として2018年に設置された防衛大臣直轄の組織である。
- (6) カッコ「」内は2021年1月26日の教育訓練研究本部でのヒ

アリング調査時に示された資料の一部を筆者が書き写した内容である。

- (7) 以下、災害瓦礫処理に関する自衛隊の活動については、筆者が陸上自衛隊教育訓練研究本部にて行ったヒアリング調査による。
- (8) 都県と市町村それぞれについて、「参加(概ね+必要に応じて)」と「不参加」の区分で集計した結果についてFisherの正確確率検定を行って確認した(p=0.4296)
- (9) 内閣府³⁾pp. 4-5.
- (10) 質問紙で示した活動項目の分類は以下の通り
人命救助関係：人命救助、孤立者の輸送、行方不明者捜索
生活支援関係：給食支援、宿泊支援、入浴支援、給水支援(飲料水)、給水支援(生活用水)、給水支援(医療機関への給水)、
応急対応関係物資輸送、道路啓開、瓦礫処理(道路以外)、水防活動、防疫支援、公共施設(役場、公民館やライフライン施設など)の機能回復、家屋応急処置(屋根へのブルーシート展張など)、
その他：航空情報(空撮映像等)の提供、その他(自由記述)
- (11) 福島県担当者への聞き取りは、筆者が講師として参加した2021年6月23日に東北方面総監部において、東北6県および市町村の防災担当者らを対象に行われた「令和3年度危機管理対策連絡会」の機会に行なった。
- (12) これら2点の指摘は福島県⁹⁾p.65

謝辞

本稿の執筆にあたり、質問紙調査の対象自治体や陸上自衛隊の関係部署からは調査への多大な協力を得た。また、福島県の防災担当者には訓練中の多忙なタイミングで対応いただき、貴重な助言を得た。ここに明記して謝意を示したい。

参考文献

- 1) 内閣府：令和元年台風第19号に係る被害状況等について(令和2年4月10日9:00現在)、2020。
(http://www.bousai.go.jp/updates/r1typhoon19/pdf/r1typhoon19_45.pdf 最終確認2021年8月13日)
- 2) 陸上自衛隊中部方面総監部：阪神淡路大震災災害派遣行動史、1995.
- 3) 内閣府：平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート、2018。
(<http://www.bousai.go.jp/updates/h30typhoon7/pdf/h301116shodo.pdf>. 最終確認2021年8月13日)
- 4) 村上友章：自衛隊の災害派遣の史的展開、国際安全保障、第41巻第2号、国際安全保障学会、pp.15-30、2013.
- 5) 中林啓修：2006-2018年における活動に見る自衛隊による災害派遣のパターンと近年の変化に関する考察：DRC類型を用いた分析、地域安全学会論文集、第36号、pp.43-53、2020.
- 6) 中林啓修：平成30年7月豪雨での災害派遣をめぐる自治体と自衛隊との連携に関する研究：派遣先自治体への質問紙調査を中心に、日本災害情報学会誌、第18号、pp.211-221、2020.
- 7) 山崎治：東日本大震災以降の自衛隊の災害派遣活動—新型コロナウイルス感染症対策を含め—、国立国会図書館レファレンス、第837号、2020.
- 8) 環境省、防衛省：災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニ

ユアル, 2020.

(https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/saigai/pdf/saigaihaiki_tekkyo_manual_02.pdf 最終確認 2021 年 8 月 13 日) .

- 9) 福島県：令和元年台風第 19 号等に関する災害対応検証報告書, 2020.

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/404617.pdf> 最終確認 2021 年 8 月 13 日)

(原稿受付 2021.8.28)

(登載決定 2022.1.8)